

事務連絡
令和4年10月11日

保健体育課総括課長 }
学事振興課総括課長 } 様

県民くらしの安全課総括課長

野鳥での高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う動物園等における高病原性鳥インフルエンザへの対応について

このことについて、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長から別添のとおり事務連絡がありましたので、御了知の上、関係機関への周知についてよろしくお願いします。

なお、学校で飼養されている鳥類（家きんを除く）において、連続して複数の鳥が死ぬなど異常死を発見した場合については、「学校等で飼育されている鳥が死亡した場合の取扱いについて」（平成16年2月20日、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課、厚生労働省健康局結核感染症課、農林水産省消費・安全局衛生管理課）に基づき対応いただくよう併せてお願いします。

【食の安全安心担当 遠藤 内5323】

事務連絡
令和4年10月7日

都道府県・指定都市・中核市
動物愛護管理主管部（局）長 殿

環境省自然環境局総務課
動物愛護管理室長

野鳥での高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う動物園等における
高病原性鳥インフルエンザへの対応について

動物愛護管理行政の推進につきましては、日頃から御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、国立研究開発法人国立環境研究所が実施した検査により、令和4年10月4日（火）に宮城県栗原市で回収したマガン1羽の死亡個体から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が検出（陽性）された旨の報告がありました。については、国内複数箇所での発生確認となることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルが「対応レベル3」に引き上げられたところです。

動物園等における高病原性鳥インフルエンザへの対応については、先般、「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」に基づき、早期発見やウイルスの拡散防止・防疫措置等について万全を期すようお願いしたところですが、目下の情勢を踏まえその徹底をよろしく願いいたします。

また、高病原性鳥インフルエンザにかかる情勢の変化がみられた場合には、速やかに当方までお知らせくださいますようお願いいたします。

環境省 自然環境局 総務課 動物愛護管理室
電話：03-3581-3351 FAX：03-3508-9278
担当：田口（内線6654）、串田（内線7412）
直通：03-5521-8331
緊急連絡先：090-1042-4354